

『埼玉県テニス協会個人登録番号』について

平成 27 年 4 月 1 日
埼玉県テニス協会

平成 27 年度より、郡市テニス協会より埼玉県テニス協会に記名登録された会員に『埼玉県テニス協会個人登録番号（以下、個人登録番号と表記）』を付与しデータを管理いたします。

個人登録番号には、氏名、フリガナ、各会員の在住・在勤・県外在住クラブ会員の区別、指導者・審判の資格を登録し、個人登録番号の末尾の記号（登録区分）に反映し、活用していきます。

個人登録番号の左 7 桁の数字部分は、それぞれの郡市協会継続して会員である期間は同じ個人登録番号を使用し、一度退会した会員の番号は永久に欠番とします。同じ個人が再び同じ郡市の会員の資格を得た場合でも新規に個人登録番号を付与します。

（詳細な情報は別紙の『埼玉県テニス協会個人登録番号：仕様』をご参照ください）

なお、埼玉県テニス協会では『郡市テニス協会会員名簿の県テニス協会登録及び資格承認等に関する規定』に基づき上記の情報を管理いたしますが、住所・電話番号などの個人を特定する情報については管理しておりません。

運用にあたりましては 1 年間の移行期間をかけてデータを整備していきたいと考えております。
平成 28 年度以降は県大会、講習会、イベントへの申込時に個人登録番号の記載を必須といたしますので所属の郡市協会より通知された個人登録番号を大切に保管し、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

【資料】埼玉県テニス協会個人登録番号:仕様書

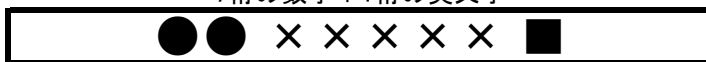
※2015年4月から登録区分を追加いたします

【概要】

- ・郡市テニス協会より県テニス協会に記名登録された1個人につき、1つの埼玉県テニス協会個人登録番号を割り当てます。
- ・年度が変わった場合、旧年度と同じ郡市テニス協会への記名登録があった個人のみ会員番号を引き継ぎます。
(上記以外の個人登録番号は消去されます)

【形式】

7桁の数字+1桁の英文字



●郡市協会コード × 整理番号 ■登録ステータス

例: 1100032A

- ・所属郡市:春日部市→「11」
- ・郡市整理番号:32番→「00032」
- ・在住/在勤及び個人資格:《在住》で《審判》→「A」

●郡市協会コードリスト

11	春日部市	31	朝霞市	51	桶川市	71	深谷市
12	三郷市	32	入間市	52	上尾市	72	行田市
13	草加市	33	川越市	53	川口市	73	羽生市
14	越谷市	34	坂戸市	54	蕨市	74	東松山市
15	八潮市	35	所沢市	55	戸田市	75	鴻巣市
16	久喜市	36	新座市	56	北本市	76	秩父郡
17	蓮田市	37	飯能市	57	北足立郡	77	熊谷市
18	幸手市	38	富士見市			78	加須市
19	吉川市	39	ふじみ野市	60	さいたま市	79	本庄市
21	白岡市郡	41	和光市			81	比企郡
22	北葛飾郡	42	狭山市				
		43	志木市				
		44	日高市				
		45	鶴ヶ島市				
		46	入間郡				

■登録区分(随時変更可能)

県協会への登録	審判・指導者資格	登録区分	備考
在住	審判	A	
	指導者	C	
	審判・指導者	B	
	なし	H	
在勤のみ	審判	U	※在学は在勤に準じる
	指導者	T	
	審判・指導者	W	
	なし	X	
在クラブのみ	審判	L	
	指導者	S	
	審判・指導者	K	
	なし	N	

指導者・審判は日本テニス協会の登録名簿に「埼玉県」で登録された方にチェックが入ります。